

種別	目的	制度の概要	問合せ先
給付金・助成金等	業績が悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・4月及び5月の売上が前年同月比20%以上減少している秋芳洞周辺の観光関連事業者 雇用人数・宿泊予約解除人数等に応じて給付 ・申請時の直近3か月のうちいずれかの月が前年同月比20%以上減少している飲食業、宿泊業、タクシー業の事業者 事業種別・規模等により10万円～80万円（上記の観光関連事業者への支援を受けている場合は50万円を超える額） ・廃業、倒産した事業主及び廃業、倒産により失業した方で一定の要件を満たす方 10万円/月（最大3か月） 	商工労働課（0837-52-5224）
	テナント料が払えない	<p>本年2～5月のいずれかの月の売上が前年同月比20%以上減少している飲食・観光事業者 家賃の2/3 上限5万円/月×3か月</p>	商工労働課（0837-52-5224）
	業態の転換・新事業展開等を図りたい	<p>市が指定する国等の補助事業において、IT導入、新商品開発のための設備投資及び販路の拡大を計画している事業者及び個人事業主 経費から補助金を差し引いた事業費の2/3を補助（上限50万円）</p>	商工労働課（0837-52-5224）
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	<p>《がんばる企業応援資金融資》セーフティネット保証又は危機関連保証の認定を受けた事業者 保証料全額補助・当初3年間利子補給</p>	商工労働課（0837-52-5224）